

第 10 回 倫理委員会有識者懇談会 議事要旨 (2023 年 12 月 19 日)

I 日時：

2023 年 12 月 19 日 (火) 14 : 00~15 : 45

II 場所：

日本公認会計士協会 ホール 2 / オンライン会議

III 出席者：

○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二 (議長)、青克美、井上隆、遠藤元一、後藤敏文、松田千恵子、前原康宏、
弥永真生、齊藤貴文 (オブザーバー)

○ 日本公認会計士協会 (説明者)

茂木哲也 (会長)、後藤紳太郎 (副会長)、西田俊之 (常務理事)、樋口誠之 (委員長)、
武藤智帆 (副委員長)、山田雅弘 (副委員長)

IV 議事要旨：

1. 倫理規則の改正公開草案 (上場事業体及び社会的影響度の高い事業体 (Public Interest Entity: PIE)) について

担当副委員長から、2022 年 4 月 11 日付けで国際会計士倫理基準審議会 (The International Ethics Standards Board for Accountants: IESBA) から公表された上場事業体及び PIE に関する IESBA 倫理規程改訂を踏まえた倫理規則改正の公開草案に関して、改正の概要や論点等について説明がなされた。

【主なご意見】

- 倫理規則を始めとした規則に国際的な整合性を持たせていくことが今回の改正の目的であるため、PIE の範囲も可能な限り国際的な水準に合わせていただきたい。
- PIE については、今後も機動的な見直しが重要と考える。また、会計事務所等がその他の事業体を PIE として取り扱う場合、会計事務所等から当該事業体に対して、これに係る説明を適切に実施することが望ましい。さらに、JICPA としても規定の透明性の確保を検討いただきたい。
- 公認会計士法上の大会社等について PIE に該当するかどうかの検討は実施したの

か。

(質問への回答)

- 公認会計士法上の大会社等については、IESBA 倫理規程における PIE に該当するかどうかについての検討を行った。検討の結果、今回は全ての公認会計士法上の大会社等が PIE に該当するものと整理したが、例えば、公認会計士法上の大会社等における会計監査人設置会社の金額基準を始めとして、経済状況を踏まえた見直しなどは、今後の検討課題として認識している。
- 現行の倫理規則に記載のある一定規模以上の信用金庫等に関する特則を改正後は引き継がないことについては、公開草案の意見募集時に特定の質問として取り上げてはどうか。

(質問への回答)

- ご意見を踏まえ、検討させていただきたい。
- 信用金庫を PIE としなかった理由については、しっかりと説明できるようにする必要はある。

(質問への回答)

- 信用金庫については、社会的影響度の程度を評価する際に考慮する要因を総合的に勘案し、慎重に検討を行った結果、会員組織形態の事業体に該当するとともに、営業地域が一定の地域に限定されていること、経営分析や資本増強等を含む信用金庫経営力強化制度等により業界全体として信用力の維持及び向上や財務上の破綻の未然防止が図られていること、監督省庁や中央金融機関の監督の状況等を考慮し、PIE の範囲には含めないこととした。
- 年金基金は、市場において多額の投資活動を行うことにより、公に対する社会的影響度が高いことが考えられるため、PIE に該当するか否かについて慎重に検討した方がよいと考える。

(質問への回答)

- 年金基金については、法定監査業務の依頼人ではなく、多くは専門業務実務指針 4464「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」に基づく合意された手続業務等が実施されている状況にあることから、PIE の範囲には含めないこととした。
- 現在、IESBA では、集団投資ピークル等と共に、年金基金に係る検討プロジェクトが組成されているため、IESBA の今後の議論を踏まえ、本会においても再度検討を行うことが考えられる。
- 非営利活動団体又は政府系事業体に係る記載について、法的には「営利を目的とす

る」とは、収益を構成員に分配することを意味し、「公益性」と同義ではないため、留意いただきたい。

(質問への回答)

- ご意見を踏まえ、修正を検討させていただきたい。
- ローテーションに係る実務の定着等を踏まえ、一定規模の信用金庫等に係る Q540-5-1 JP を引き継がないこととしているが、R540.5 JP 項については、信用金庫のみを対象とする規定ではないため、これを引き継がなくてもよいのか。ローテーションの問題は、重要な問題であり、倫理規則の要求事項はそのまま残した方がよいのではないか。

(質問への回答)

- R540.5 JP 項は、一定規模以上の信用金庫等を念頭に置いているため、実務の定着等を踏まえ、今回の改正では、R540.5 JP 項及び Q540-5-1 JP を併せて引き継がないこととしているが、記載について検討させていただきたい。

2. 倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関する Q&A (実務ガイダンス)」の改正公開草案 (PIE、業務チーム及びグループ監査業務 (ET-GA)、テクノロジー) について

担当副委員長から、2022 年から 2023 年までにおける IESBA 倫理規程改訂 (上場事業体及び PIE の定義、業務チームの定義及びグループ監査、テクノロジー) 及び倫理規則における「守秘義務」の用語の見直しを踏まえた倫理規則実務ガイダンス第1号「倫理規則に関する Q&A (実務ガイダンス)」の改正概要や論点等について説明がなされた。

<全般>

- 今回の改正は倫理規則全般にわたるため、会員が、依頼人等に改正の趣旨や背景を説明できるようにすることが重要である。改正内容の周知や問合せ等への対応を適切に行っていただきたい。

<PIE>

- Q400-7-1 の「事業体を PIE として取り扱うかどうかに関する会計事務所等の決定にどのように影響するか」という質問に対し、回答では「特に監査役等とのコミュニケーションに関する要求事項の遵守に影響するものと考えられる」とある。質問と回答が噛み合っていないのではないか。

(質問への回答)

- ご意見を踏まえ、修正を検討させていただきたい。

<業務チームの定義及びグループ監査>

- Q405-2-6 において「監査業務完了後」とあるが、「監査意見表明後」とは意味合

いが異なるものなのか。

(質問への回答)

- 監査意見表明後に、監査調書の最終的な整理を行い、編集不可能な状態とした段階で監査業務が全て完了することとなる。このため、「監査意見表明後」とは異なる段階として「監査業務完了後」という表現を用いている。

<テクノロジー及び守秘義務（秘密保持）>

- 資料1の55頁において「倫理規則の堅牢性を高める」とあるが、具体的にどのような規定によって堅牢性を高めているのか。

(質問への回答)

- テクノロジーが発展していく中で、会員が複雑性（complexity）に直面した際に適切に対処していくことが求められている。テクノロジーを踏まえた改正を行うことで、会員の業務をより堅牢にすることが狙いである。
- 「倫理規則の堅牢性を高める」とあるが、柔軟性や実効性を高めるという表現の方が適切ではないか。

(質問への回答)

- ご意見を踏まえ、記載を検討させていただきたい。
- Q114-3-1の解説に「公知となっている以上の情報」とあるが、「以上」の趣旨が分かりにくいため、補足いただきたい。

(質問への回答)

- ご意見を踏まえ、記載を検討させていただきたい。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上